みらいビジネス応援ローン (アイフル(株)保証)

ご利用いただけ	以下のすべての条件を満たすお客さま
る方	【法人の場合】
	・事業所が当金庫の営業地区内の法人
	・業歴2年以上の法人
	・代表者の年齢が満 20 歳以上 70 歳未満かつ完済時 76 歳未満である法人
	・信用保証協会利用対象業種の法人(ただし、農林水産業は可)
	・保証会社であるアイフル㈱の保証を受けられる法人
	【個人事業主の場合】
	・当金庫の営業地区内に居住または勤務される方
	・安定・継続した収入がある方
	・年齢が満20歳以上70歳未満かつ完済時76歳未満である方
	・信用保証協会利用対象業種である方(ただし、農林水産業は可)
	・保証会社であるアイフル㈱の保証を受けられる方
お使いみち	・事業資金(法人の場合は第2創業資金も可)
お借入金額	・10 万円以上 500 万円以内 (1 万円単位)
Moley Carry	※ただし、第2創業資金に該当する場合は、10万円以上300万円以内
ナッ/#: オ #BBB	・10年以内(1カ月単位)
お借入期間	
	※ただし、資金使途が第2創業資金に該当する場合は、5年以内となりま
	す。
お借入金利	・固定金利
	・利息は後取り方式にて計算し、約定ご返済日に元金とともにお支払いいた
	だきます。
	※2 つの金利によって同時審査いたします。
	※お借入金利は、お申込日の金利が適用されます。金融情勢等により、変
	更させていただく場合があります。
	※現在のお借入金利については、窓口または当金庫ホームページでご確認
	ください。
 ご返済方法	
- 延併万伝	・元金均等または元利均等毎月返済とします。
	・毎月6日(休業日の場合は翌営業日)に、元金および利息をお支払いいただ
	きます。
担保・保証人	・担保は不要です。(保証会社であるアイフル㈱が保証をいたします)
	・保証人は以下のとおりです。
	【法人の場合】
	・原則として、法人代表者が連帯保証人として必要になります。
	【個人事業主の場合】
	・不要です。
保証料	・お借入金利に含みます。
事務手数料	・不要です。
遅延損害金	・ご返済を遅延された場合、遅延損害金をいただきます。
	(1年 365 日とする日割り計算)
苦情処理措置	【苦情処理措置】
· 紛争解決措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進
	室(9 時~17 時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。
	【紛争解決措置】
	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電
	話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士

会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただ

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

その他参考となる事項

- ・審査の結果によっては、ローンご利用のご希望にそえない場合があります ので、ご了承ください。
- ・店頭で返済額のシミュレーションができます。

必要書類

【法人の場合】

- 履歷事項全部証明書
- ・法人代表者の本人確認書類(写)
- · 決算書類直近2期分
- ・ご印鑑(ご返済用の普通預金口座をお持ちの場合は、お届出印鑑)

【個人事業主の場合】

- ・ご本人確認書類(写)
- ・所得証明書類が必要な場合があります。
- ・ご印鑑(ご返済用の普通預金口座をお持ちの場合は、お届出印鑑)

※他の必要書類等については、窓口にお問い合わせください。